

総 税 企 第 1 6 6 号  
平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 議 会 議 長  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総 務 大 臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について（通知）

地方税法の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 1 2 0 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 3 年政令第 3 9 2 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 3 年総務省令第 1 6 1 号）は平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

## 第1 道府県税の改正に関する事項

### 1 道府県民税

- (1) 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、申告書に特例の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（現行3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長することとした（法附則44の2①②、令附則27の2①）。
- (2) 居住用財産の買換えの特例について、東日本大震災のため、その買換資産を予定期間内に取得をすることが困難となった場合において、平成25年12月31日までに当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、市町村長の承認を受けたとき（税務署長の承認を受けたときを含む。）は、その予定期間を平成25年12月31日まで延長することとした（法附則44の3①、令附則27の3①）。

。

市町村長の承認を受けようとする場合には、買換資産の取得が困難であると認められる事情の詳細、買換資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により買換資産の取得が困難であると認められる事情を証する書類を添付して、市町村長に提出しなければならないこととした（則附則22の2①）。

- (3) 確定優良住宅地等予定地の特例の適用を受けた土地等の譲渡について、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合において、平成25年12月31日までに当該譲渡がこれらの規定に掲げる譲渡に該当することとなることが確実であると証明がされたときは、その予定期間を平成25年12月31日まで延長することとした（法附則44の3②、令附則27の3③）。

当該特例の適用対象となる場合は、事業を行う個人又は法人が、事業について東日本大震災による被害により平成23年12月31日までに開発許可等を受けることが困難となった事情等を記載した申請書等を提出し、市町村長の承認を受けた場合（税務署長の承認を受けた場合を含む。）とすることとした（令附則27の3②、則附則22の2③）。

また、確定優良住宅地等予定地の特例について申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、市町村長等の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときは、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出する必要があることとした（則附則22の2②）。

- (4) 雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加することとした（令7の10の4、7の13の3）。

## 2 個人事業税

被災事業用資産の損失の繰越控除の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加することとした（令35の3の6）。

## 3 不動産取得税

(1) 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるもの（以下「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合において、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則51③）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を被災農用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び三親等内の親族並びに当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則31③）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、被災農用地及び当該被災農用地に代わる農用地に関する事項等を記載した書類、当該被災農用地が東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が証する書類並びに当該被災農用地を平成23年3月11日において所有していたことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（令附則31③、則附則22の4）。

(2) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該対象区域内農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則51⑥）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内農用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び三親等内の親族並びに当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則31⑥）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内農用地及び当該対象区域内農用地に代わる農用地に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内農用地を警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に所有していたことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（

令附則 3 1 ⑥、則附則 2 2 の 4)。

- (3) 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 1 5 条第 1 項第 1 3 号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から 1 年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を取得した場合において、当該取得が平成 2 5 年 3 月 3 1 日までに行われたときに限り、その工場又は事業場の用に供する家屋について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則 5 1 の 2 ①）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 1 5 条第 1 項第 1 3 号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から 1 年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものを道府県知事に提出しなければならないこととした（令附則 3 1 の 2、則附則 2 2 の 5）。

## 第 2 市町村税の改正に関する事項

### 1 市町村民税

- (1) 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、申告書に特例の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後 7 年（現行 3 年）を経過する日の属する年の 1 2 月 3 1 日までの間に延長することとした（法附則 4 4 の 2 ③④、令附則 2 7 の 2 ②）。

- (2) 居住用財産の買換えの特例について、東日本大震災のため、その買換資産を予定期間内に取得をすることが困難となった場合において、平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日までに当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、市町村長の承認を受けたとき（税務署長の承認を受けたときを含む。）は、その予定期間を平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 4 4 の 3 ③、令附則 2 7 の 3 ④）。

。

市町村長の承認を受けようとする場合には、買換資産の取得が困難であると認められる事情の詳細、買換資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書に、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により買換資産の取得が困難であると認められる事情を証する書類を添付して、市町村長に提出しなければならないこととした（則附則 2 2 の 2 ④）。

- (3) 確定優良住宅地等予定地の特例の適用を受けた土地等の譲渡について、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 2 号から第 1 6 号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが

困難となった場合において、平成25年12月31日までに当該譲渡がこれらの規定に掲げる譲渡に該当することとなることが確実であると証明がされたときは、その予定期間を平成25年12月31日まで延長することとした（法附則44の3④、令附則27の3⑥）。

当該特例の適用対象となる場合は、事業を行う個人又は法人が、事業について東日本大震災による被害により平成23年12月31日までに開発許可等を受けることが困難となった事情等を記載した申請書等を提出し、市町村長の承認を受けた場合（税務署長の承認を受けた場合を含む。）とすることとした（令附則27の3⑤、則附則22の2⑥）。

また、確定優良住宅地等予定地の特例について申告書を提出した者が、当該申告書を提出した後、市町村長等の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときは、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出する必要があることとした（則附則22の2⑤）。

- (4) 雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加することとした（令48の6の2）。

## 2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき同法の施行の日から平成28年3月31日までの間に新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置を講ずることとした（法附則15⑳）。

また、当該特例措置の対象となる津波対策の用に供する償却資産を、防潮堤、護岸、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で一定の要件に該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする事とした（令附則11㉕、則附則6㉔）。

- (2) 津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成27年3月31日までの間に締結された同法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定避難施設の用に供する家屋のうち同法に規定する協定避難用部分に対して課する固定資産税の課税標準を5年度分その価格の2分の1の額とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉑）。

- (3) 津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から平成27年3月31日までの間に締結された同法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（当該管理協定を締結した日以後に取得されるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準を5年度分その価格の2分の1の額とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉒）。

また、当該特例措置の対象となる避難の用に供する償却資産を、誘導灯、誘導

標識及び自動解錠装置とすることとした（令附則 1 1 ㉔、則附則 6 ㉓）。

(4) 東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失し、若しくは損壊した区域又は浸水、土砂の流入その他の事由により、区域の全部若しくは大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域として、市町村長により指定して公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成 24 年度に係る賦課期日において所在する家屋（次に掲げる平成 24 年度課税土地等及び平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等を除く。）に対しては、市町村は、第 342 条又は第 702 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした（法附則 5 5 ㉑）。

(7) 平成 24 年度課税土地等 当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成 24 年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市町村長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額を減額せずに平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して公示したものをいう。

(イ) 平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等 当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成 24 年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、市町村長が、同日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額して平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが適当と認める土地及び家屋として指定して公示したものをいう。

(5) 市町村は、平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、(4) (イ) に掲げる平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額を当該平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額するものとする特例措置を講ずることとした（法附則 5 5 ㉒）。

(6) 市町村長は、第 410 条第 1 項の規定により土地及び家屋の価格等を決定する日までに(4) (イ) 又は(ロ)に掲げる平成 24 年度課税土地等又は平成 24 年度 2 分の 1 減額課税土地等を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとした（法附則 5 5 ㉓）。

(7) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の

事故に関して内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成25年3月31日までに市町村長又は都道府県知事に対して行った警戒区域設定指示、住民に対し避難のための立退き若しくは屋内への退避又は緊急時の避難のための立退き若しくは屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域（平成24年1月1日においてこれらの指示の対象でなくなった区域を除く。）のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して平成24年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが公益上その他の事由により不相当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成24年度に係る賦課期日において所在する家屋に対しては、第342条又は第702条第1項の規定にかかわらず、平成24年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした（法附則55の2③④）。

(8) 市町村長は、平成23年度に課税免除の対象となった区域であって(7)により平成24年度に課税免除の対象となった区域に該当しない区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ2分の1に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額して平成24年度分の固定資産税及び都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとし、市町村は、平成24年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成24年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ2分の1に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額するものとする特例措置を講ずることとした（法附則55の2⑤⑥）。

(9) 市町村は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が平成23年5月2日から平成25年3月31日までの間に独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第13号に掲げる業務により整備した工場又は事業場の用に供する家屋（市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から1年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）に対して課する固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則56の2①）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から1年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものを市町村の長に提出しなけれ

ばならないこととした（令附則33の2②、則附則24の2②）。

- (10) 鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に一定の政府の補助を受けて、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した車両等に代わるものと市町村長が認める車両等を取得し、又は東日本大震災により損壊した車両等を改良した場合における当該車両等に対して課する固定資産税の課税標準を10年度分その価格の3分の2の額とする特例措置を講ずることとした（法附則56の2③）。

また、当該特例措置の対象となる車両等を車両及び線路設備、電路設備、停車場設備及び車庫構築物とすることとした（令附則33の2①）。

なお、当該特例の適用を受けるために必要な一定の政府の補助は、災害復旧事業費に係る補助とすることとした（則附則24の2①）。

- (11) 解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者又は解散前の日本鉄道建設公団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、平成23年度分の固定資産税について第349条の3第20項の規定の適用を受けた家屋若しくは償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊したものに代わるものと市町村長が認める家屋若しくは償却資産を取得し、又は平成23年度分の固定資産税について同項の規定の適用を受けた償却資産で東日本大震災により損壊したものを改良した場合における当該家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準をその価格の4分の1の額とする特例措置を講ずることとした（法附則56の2④）。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）